



芦刈町

限定

過疎地域定住促進住宅取得奨励金

R4.4.1以降に契約する方へ

マイホーム取得を応援します！

移住やUターンにご活用ください。

芦刈町内に新たに戸建て住宅（新築・中古）を取得して転入する場合に奨励金を支給します。

【基本額】 30万円

【加算額】

- ① 子育て世帯 中学生以下の子1人につき10万円 ※30万円まで
- ② 3世代同居 10万円（親が芦刈町に住んでいる場合で、子・孫（中学生以下）がマイホームを取得し、芦刈町に転入する世帯）
- ③ 小城市内の事業者が建築工事等をする場合10万円
- ④ 小城市立地適正化計画に定める居住誘導区域内10万円
- ⑤ 空き家付きの土地を購入し、解体した後に新しく住宅を建築する場合 30万円

最大
120
万円



※50歳未満

**新築
建売**

<基本>
30万円

子育て
30万円

3世代
10万円

市内施工
10万円

誘導区域
10万円

空家付き
30万円

最大

120
万円

※65歳未満

中古

<基本>
30万円

子育て
30万円

3世代
10万円

誘導区域
10万円

最大
80
万円

【ご注意ください】

- 令和4年4月1日以降に新築または建売・中古の契約を行う方が対象になります。
- 申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
- 芦刈町内にすでに家屋を所有している方（芦刈町内での建て替え）は対象外です。



【パターン】私、40代の息子（子世代）が申請する場合

<その① 町外在住>

空き家になっている芦刈町の実家を建替えて、芦刈町にUターンしたい。⇒補助あり

<その③ 町内在住>

自分名義の家を建て替えて、今は町外に住んでいる両親を呼びたい。⇒補助対象外

<その② 町外在住>

父が芦刈町の父名義の家に住んでいる。父が家を建て替えるので、私もUターンで同居する。⇒補助対象外

<その④ 町外在住>

芦刈町に住んでいる父の家を私が建て替えて一緒に住みたい。（Uターン）⇒補助あり

詳しくはこちら



【問合せ】小城市役所 定住推進課

<メール>teijusuishin@city.ogi.lg.jp

<TEL>

0952-37-6150

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田2312-2

✓ 主な申請要件

1. 転入・転居を伴い**新たに**小城市芦刈町内に住宅を取得すること。
2. 取得する一戸建て住宅は、床面積が**50㎡以上**の**専用住宅**であること。
ただし、**併用住宅**は、居住する床面積が延べ床面積の**1/2以上かつ50㎡以上**
3. 住宅取得にかかる経費が**300万円以上**（改修工事費除く。）であること。
4. 新築住宅・建売住宅の住宅取得者は、申請者又は配偶者が**50歳未満**であること。
5. 中古住宅の住宅取得者は、申請者又は配偶者が**65歳未満**であること。

その他にも申請要件があります。

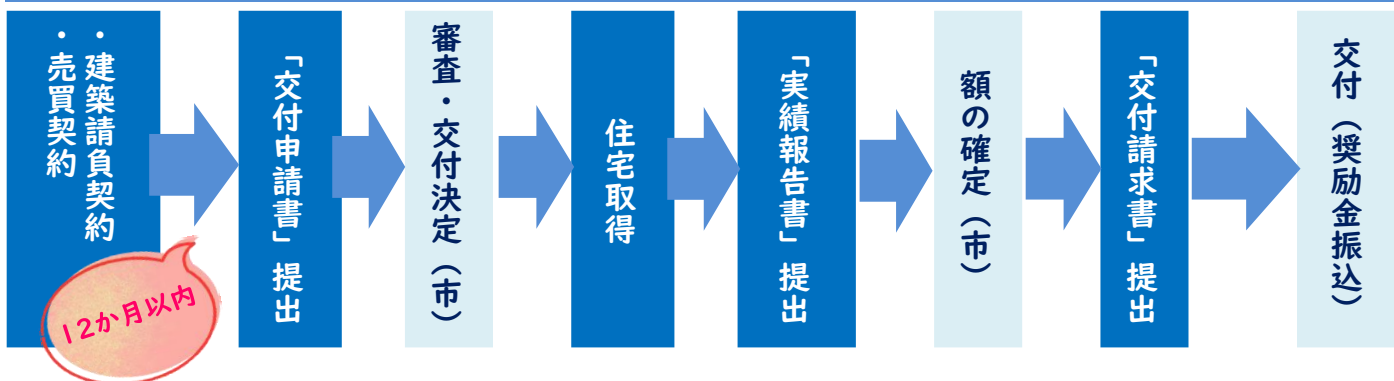
✓ 申請の手続き

請負契約の日または売買契約の日から**12ヶ月以内**に『過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付申請書』に次の書類を添えて、小城市役所定住推進課に提出してください。

- 定住促進確認書
- 代表申請者選任届（共有名義の場合に限る）
- 同意書・誓約書
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し（建物の価格が分かる書類を添付すること）
- 位置図（付近見取図）、配置図、各階平面図及び立面図（中古住宅は、図面に代わるもの）
- 世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）
- 戸籍謄本の写し（同一世帯の場合を除く）
- 世帯全員の市税・国民健康保険税の「未納がない証明書」
- 空き家付き土地の売買契約書の写し（空き家付き土地購入者のみ）
- 除却した空き家の写真（除却前、除却完了後）（空き家付き土地購入者のみ）

その他にも添付していただく書類等があります。

✓ 交付申請から奨励金交付までの流れ



✓ 補助金を返還していただく場合があります。

重要!

1. 虚偽の申請、その他不正な手段を使って奨励金を受けた場合
2. 交付要綱で定めた事項に違反していた場合
3. **10年以内に芦刈町以外に転居した場合**

※申請前に、必ず「交付要綱」を読んでおきましょう！

詳しくはホームページでご確認ください。



【問合せ】小城市役所 定住推進課

<TEL>

<メール>teijusuishin@city.ogi.lg.jp

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田2312-2